

入札参加資格者 各位

須崎市長 楠瀬 耕作

業務委託における最低制限価格制度の導入について（お知らせ）

平素は、須崎市行政の円滑な運営にご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、本市では業務委託の適切な履行、ダンピング受注の排除、労働環境の確保、下請請負業者へのしわ寄せ防止などを目的とし、令和5年4月以降に指名・公告する業務委託について最低制限価格制度を導入します。

記

- 1.対象業務について
- 競争入札に付する業務のうち、次に掲げるもの
- ①測量業務、②建築関係の建設コンサルタント業務、③土木関係の建設コンサルタント業務
- ④地質調査業務、⑤補償関係コンサルタント業務、⑥その他の業務
- 2.最低制限価格の範囲について
- ①～⑥の業種それぞれの計算式により得られた最低制限価格に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合を3.の表に当てはめる。
- 3.最低制限価格の端数処理及び割合について
- 請負対象金額（税抜）が100万円以上の場合、端数は万円未満切り捨てとする。請負対象金額（税抜）が100万円未満の場合、端数は千円未満切り捨てとする。

・測量業務についての端数処理及び割合について

業務の請負対象金額（税抜）が100万円以上の場合

測量業務の計算式により得られた割合	10分の8.2を超える場合	10分の8.2から10分の6の場合	10分の6に満たない場合
端数処理	設計金額（税抜）×10分の8.2 端数は万円未満切り捨て	設計金額（税抜）×計算式により算定した割合 端数は万円未満切り捨て	設計金額（税抜）×10分の6 端数は万円未満切り上げ

業務の請負対象金額（税抜）が100万円未満の場合

測量業務の計算式により得られた割合	10分の8.2を超える場合	10分の8.2から10分の6の場合	10分の6に満たない場合
端数処理	設計金額（税抜）×10分の8.2 端数は千円未満切り捨て	設計金額（税抜）×計算式により算定した割合 端数は千円未満切り捨て	設計金額（税抜）×10分の6 端数は千円未満切り上げ

・建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務についての端数処理及び割合について

業務の請負対象金額（税抜）が 100 万円以上の場合

建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務の計算式により得られた割合	10 分の 8 を超える場合	10 分の 8 から 10 分の 6 の場合	10 分の 6 に満たない場合
端数処理	設計金額（税抜）×10 分の 8 端数は万円未満切り捨て	設計金額（税抜）×計算式により算定した割合 端数は万円未満切り捨て	設計金額（税抜）×10 分の 6 端数は万円未満切り上げ

業務の請負対象金額（税抜）が 100 万円未満の場合

建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務の計算式により得られた割合	10 分の 8 を超える場合	10 分の 8 から 10 分の 6 の場合	10 分の 6 に満たない場合
端数処理	設計金額（税抜）×10 分の 8 端数は千円未満切り捨て	設計金額（税抜）×計算式により算定した割合 端数は千円未満切り捨て	設計金額（税抜）×10 分の 6 端数は千円未満切り上げ

・地質調査業務についての端数処理及び割合について

業務の請負対象金額（税抜）が 100 万円以上の場合

地質調査業務の計算式により得られた割合	10 分の 8.5 を超える場合	10 分の 8.5 から 3 分の 2 の場合	3 分の 2 に満たない場合
端数処理	設計金額（税抜）×10 分の 8.5 端数は万円未満切り捨て	設計金額（税抜）×計算式により算定した割合 端数は万円未満切り捨て	設計金額（税抜）×3 分の 2 端数は万円未満切り上げ

業務の請負対象金額（税抜）が 100 万円未満の場合

地質調査業務の計算式により得られた割合	10 分の 8.5 を超える場合	10 分の 8.5 から 3 分の 2 の場合	3 分の 2 に満たない場合
端数処理	設計金額（税抜）×10 分の 8.5 端数は千円未満切り捨て	設計金額（税抜）×計算式により算定した割合 端数は千円未満切り捨て	設計金額（税抜）×3 分の 2 端数は千円未満切り上げ

・その他の業務についての端数処理及び割合について

業務の請負対象金額（税抜）が 100 万円以上の場合

その他業務の計算式により 得られた割合	10 分の 8 を超える場合	10 分の 8 から 10 分の 6 の 場合	10 分の 6 に満たない場合
端数処理	設計金額（税抜）×10 分の 8 端数は万円未満切り捨て	設計金額（税抜）×計算式に より算定した割合 端数は万円未満切り捨て	設計金額（税抜）×10 分の 6 端数は万円未満切り上げ

業務の請負対象金額（税抜）が 100 万円未満の場合

その他業務の計算式により 得られた割合	10 分の 8 を超える場合	10 分の 8 から 10 分の 6 の 場合	10 分の 6 に満たない場合
端数処理	設計金額（税抜）×10 分の 8 端数は千円未満切り捨て	設計金額（税抜）×計算式に より算定した割合 端数は千円未満切り捨て	設計金額（税抜）×10 分の 6 端数は千円未満切り上げ

【問い合わせ先】

須崎市総務課総務管財係
契約担当：笹岡
TEL：0889－42－3791
FAX：0889－42－7320